

報告

報告第7号

専決処分した事件の承認について
平成29年10月22日の衆議院議員総選挙費について、報告されこれを承認しました。

条例の制定

議案第74号

標茶町博物館条例の制定について
郷土館移転工事の完成に伴い、「旧ピルカトウロ」が「標茶町博物館」として開館することとなり、運用に係る条例が提案され、厚生文教委員に付託しました。



旧ピルカトウロ

議案第78号

標茶町第3セクター運営等資金貸付条例の制定について
前の条例が平成29年3月31日で失効したことから、新たに、貸付限度額を3,000万円、貸付申請条件や償還について施行規則とともに条例が提案され、これを可決しました。

条例の一部改定

議案第69号

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
条文中の学科に「獣医学及び薬学課程」を追加し、償還の減免・猶予の条文を追加したものです。

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
火葬場の使用料を、町内・町外に区分し、町内に係る使用者の内容を追加しました。

議案第70号

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
粗大ごみの処理料金に「町が指定する料金」の項目を追加しました。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
条項の整理及び追加をしたものです。

議案第71号

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について



しべちゃ斎場

議案第72号

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
粗大ごみの処理料金に「町が指定する料金」の項目を追加しました。

標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
収入証紙の種類に、500円を追加し6種類としたものです。

議案第73号

標茶町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
収入証紙の種類に、500円を追加し6種類としたものです。

条例以外

議案第68号

損害賠償の額の決定及び和解について
平成29年10月3日の町有バスによる運送業車両に対する事故の、損害賠償と和解が提案され、これを可決しました。

議案第79号
公の施設に係る指定管理者の指定について
くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了するのに伴い、平成30年4月1日から平成36年3月31日まで継続して、株式会社標茶町観光開発公社に指定する提案がされ、これを可決しました。

一般質問

町政を問う

深見 迪 議員

要支援1、2のサービスを低下させてはならない

問 11月27日に本算定の最終的な公表をおこなうと聞いていたが、その結果、本町の負担する納付金は予想と比べてどのような差が生じているか。また、それに伴う国保税の試算変化が生じているか。

費に重くのしかかることは必至であると考えますが町はその実態をどのようにうらえているか。

広域化に伴い、各市町村、団体では法定外の必要な繰り入れについて検討する余地があるとしているところもある。本町でも従来通り法定外繰り入れを行いこれ以上の国保税値上げをするべきではないと考えるがどうか。

答 平成30年度の納付金の概算額は、4億2643万4千円、保険税での収納必要額は、3億6千756万4千円だった。これは今までの繰り入れの解消額と変わりはない。

国民健康保険への法定外繰り入れは、国の指導があること、町財政に重い負担をかけること、他の法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることから適当ではないと考えており、段階的に繰り入れの解消をしていく。

問 昨年からは本町では「要支援1、2」が市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したが、介護報酬の削減が行われている。

総合事業に移行したことは制度的には後退と考えるが、利用者へのサービスがそのことにより後退しないよう町としても予算措置をし、サービス水準を低下させないようにつすべきと考えるがどうか。新総合事業で上限額を超えた場合であっても町がその分を負担すべきと考えるがどうか。

答 要支援1、2は平成28年10月に「総合事業」に移行したが、サービスは今までどおり行い、サービス水準の低下にはなっていない。新総合事業で上限額は国が示した算出方法で計算された額で、各保険者によって変わるものだが、国で定める上限額を超えた場合、その状況、理由、今後の見通しを国と協議し、新たな上限額を設定することが可能となっており、町単独の負担は生じない。



深見 迪 議員

必要な利用者には必要な回の生活援助を行うべき

問 厚労省は、「生活援助中心型サービス」について援助の回数を示し、これを超える利用を制限しようとしている。

厚労省は、「生活援助中心型サービス」について援助の回数を示し、これを超える利用を制限しようとしている。

法定外繰り入れで国保税の値上げはおさえるべき

深見 迪 議員

町長 段階的に繰入金の解消をしていく

7年間で7,000万円の被保険者の負担増を行うことは、払えない被保険者を増やすことになり、その負担は医療費や生活費、教

平成30年度の納付金の概算額は、4億2643万4千円、保険税での収納必要額は、3億6千756万4千円だった。これは今までの繰り入れの解消額と変わりはない。国民健康保険への法定外繰り入れは、国の指導があること、町財政に重い負担をかけること、他の法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることから適当ではないと考えており、段階的に繰り入れの解消をしていく。

要支援1、2は平成28年10月に「総合事業」に移行したが、サービスは今までどおり行い、サービス水準の低下にはなっていない。新総合事業で上限額は国が示した算出方法で計算された額で、各保険者によって変わるものだが、国で定める上限額を超えた場合、その状況、理由、今後の見通しを国と協議し、新たな上限額を設定することが可能となっており、町単独の負担は生じない。

厚労省は、「生活援助中心型サービス」について援助の回数を示し、これを超える利用を制限しようとしている。

介護支援員がケアプランを作成するとき、アセスメントに裏付けられた支援員の作成したケアプランを尊重し、必要な利用者には必要な回数の援助を適正に行うようにすべきと考えるがどうか。

「一人の不幸も見逃さない」町の福祉理念に沿った介護保険制度の実施を強く望むがどうか。

答 地域ケア会議は、他職種の視点を有しており、場合によっては利用者の状況やケアプランの内容の検討を行う中で、不足していると考えられるサービスの追加を、適切な判断に基づき提案することもあり、機械的回数を削減するといったことは無い。

支援員の作成したケアプランは尊重する。必要な利用者には必要な回数の援助はする。本町では「一人の不幸も見逃さない」という理念を持つて必要なサービスを行う。

熊谷 善行
議員

標茶霊園に合葬納骨堂を建立しては

町長 管理組合と相談し検討していく

問

標茶町には、14ヶ所の墓地管理組合及び墓地公園運営委員会があります。これらの管理組合に確認をしたところ、聞き取り調査ですが2ヶ所の無縁焼骨堂と7、8ヶ所の無縁合葬墓（個人的に設置したもの含む）が設置されており、トータルで約200弱の無縁焼骨があり、寺院に預けられているものもあると聞きました。

また、ある無縁焼骨堂は数が多くなってきた手狭になってきているとの話もありました。最近の、お墓建立業者の話でも、新規のお墓建立よりも墓終いをお願いされるほうが増

加しているとのこと。これは、近い将来無縁になる可能性のある方が生前に処理を考えたり、先祖のお墓も含めた自分たちのお墓の維持管理を将来とも子どもたちに負担をかけたくないなどの理由があるようです。また、墓終いをするにもかなり

の費用が掛かりますし、どこかに永代供養をお願いするにしても多くの費用が掛かると聞いている。全国的な地方の人口減少や都市部への一極集中の状況などを考えると、今後、先に述べたような状況がますます増加していくのではないかと考えられます。

標茶町の開拓や発展に大きく寄与された先人の方々や、将来の私たちも含めて標茶町にゆかりの方々を永代供養ができる、宗教・宗派に関係のない合葬納骨堂の建立が必要ではないかと考えるが所見を伺う。

答 自治体でも合葬墓を建設する例もあり状況を参考にしながら標茶の開拓や発展に寄与された方々、ゆかりの方々や安らかな眠りにつけられるためにも関係する皆様と相談検討していく。

平成26年6月定例会でも質問をいたしました。また、同僚議員が平成26年12月定例会でも質問していましたが、標茶町中央学校給食共同調理場は昭和56年に建設され36年が経過しており、老朽化が進むとともに学校給食衛生管理基準の区分事の施設となっていないなどから、第四期総合計画第2次3カ年計画では平成27年から2カ年で建て替え計画となっている。



標茶霊園

熊谷 善行 議員

標茶町中央学校給食共同調理場の立て替えは

平成26年6月定例会でも質問をいたしました。また、同僚議員が平成26年12月定例会でも質問していましたが、標茶町中央学校給食共同調理場は昭和56年に建設され36年が経過しており、老朽化が進むとともに学校給食衛生管理基準の区分事の施設となっていないなどから、第四期総合計画第2次3カ年計画では平成27年から2カ年で建て替え計画となっている。

また、最近の新聞報道では市と関連する町村により、学校給食のみではなく地場産食材を使用した食育レストランを併設した給食センターが建設されました。これは、民間資金活用による社会資本整備（PFI方式）を採用し、特別目的会社が建設・運営を担っていることです。

先的一般質問の答弁では、整備する場合のPFI方式の一定の効果がある認識や、施設改築の緊急度や財政事情を考慮して町長部局と整備方針の検討をしていくとのことだが、どのような計画または検討をしているのか伺う。

また、整備する場合の計画において、1次産品を活用した「標茶ブランドの特産品開発」や「加工研究から販売流通」などの拠点となる施設を併設することにより相乗効果が期待でき、働く場の確保にもつながると考えるが所見を伺う。

教育長答弁



優先すべき大型施設整備事業が控えていることから、改築事業実施に至っていない。

第4次3か年実施計画においても

改築事業を計画し、今後引き続き関係各課と整備方針の検討を進める。

町長答弁



一次産品を活用した標茶ブランドの特産品開発などの拠点施設づくりにおいては、新たな総合計画を策定する中で検討していく。



早期改築が望まれる中央学校給食共同調理場

渡邊 定之
議員

育成牧場での牛の事故とその対応は

町長 事故防止の徹底を図っている

問 育成牧場でのこれまでの事故についての状況を伺う。

育成牧場での牛の事故について、原因や対策について利用者への説明は適切に行われているか。

事故が起きた場合の危機管理体制等のマニュアルはできているか。また、あるとすればどのように職員に徹底しているか。

事故防止のため今もつと力を入れていることは何か。

入牧前に利用者ができる検査をすることにより事故の発生を防ぐことができるのではないかと考えるがどうか。また、その検査に伴う経費はどのくらいか。



第一回定例会以降の状況について事故率3%以内を維持している。事故発生の際には、その都度状況を直接利用者に伝え丁寧に説明している。

法定伝染病、届け出伝染病の対応は、標茶町家畜自営防疫連絡協議会のマニュアルに沿って行っている。

他の一般疾病については、再発防止に努め、専門家を含めた疾病対策会を設置し、これまで5回の会議を行った。また、毎日行っている朝礼で事故防止の徹底を図っている。

日々の観察の徹底を図り、正常でない個体の早期発見早期治療に努めている。また、環境維持のため入牧数の制限も考えている。

事業を円滑に行うには、健康な仔牛を預託してもらうことが不可欠だ。育成牧場の自衛策としてのいくつかの検査は試験的に育成牧場が負担し実施している。



渡邊 定之 議員

「地域振興事業に対する支援」の活用で更なる地域振興を

問 生乳の「指定団体制度」の廃止は、欧米の酪農、乳製品擁護の制度と比べ、酪農の崩壊につながりかねない提言と考えるが、町長の所見を伺う。

この「指定団体制度」の撤廃は、酪農の危機のみではなく地域経済への大打撃にもつながると考えるがどうか。

この規制緩和から本町の基幹産業である酪農を守るため、国に対して必要な要請を行うべきと考えるがどうか。



答 この制度は、指定を受けた事業者にも集送乳調整金を交付することができる仕組みとなる。

酪農家にも販売先の選択肢を拡大するなどメリットが示された。一方で指定団体が担ってきた生乳の需給調整機能がこれまで同様安定的に機能するのかが懸念がある。

この制度は、地域経済を下支えしていくものと考えており必ずしも大打撃につながることは認識していない。

要請については、関係団体、機関と協議しながら対応していきたい。

後藤 勲 議員

現在改装中の川上公住の進捗状況と今後の方向性は

教育長 情報共有のもと協議を重ねる

問 一棟目の2/3位まで改修が出来、改めて入居している人もいるが問題も出てきているため、今後、住民の考え等を聞き改善をしていくつもりがあるのか伺う。

川上公住入居者の仮移転が5月から始まり、11月1日に川上公住に居住されている方の内覧会を実施し意見要望を受け、設計担当との情報共有のものと対応に向け協議を重ねており、来年度予定の棟から反映できる項目は見直しを進めている。

川上公住入居者の仮移転が5月から始まり、11月1日に川上公住に居住されている方の内覧会を実施し意見要望を受け、設計担当との情報共有のものと対応に向け協議を重ねており、来年度予定の棟から反映できる項目は見直しを進めている。



改修された川上公住

後藤 勲 議員

総合表彰式のあり方について

問 11月3日文化の日の表彰式に何度か出席をしているが、毎年の様に何も改善されず年々出席者も減少している中、もう少し長年の労をねぎらう対応の仕方ができないか。

答 表彰審査委員の意見を尊重しながら、よりよいものへと考えてまいります。



**町内巡回バス利用状況
と今後の対応は**

後藤 勲 議員

問 10月の中旬から試験的に運行しているバス利用状況と今後の見通しについて詳しく説明を求める。(例えば、午後からの運行・冬の対応・年齢制限など。)

答 11月末まで延32日間の乗車人数2便合計215名、1日当たり6.7名で、対象者は70歳以上及び身障者の方の利用となっています。今後、期待がある一方、委託先・運転手の確保が必要となります。

1名の方が1回利用するのに1,700円弱のコストになっており巡回バスがいいのかデマンド交通、ボランティア交通等の方法も検討してみたい。

※デマンド交通とは？

利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先も希望できる。



町内巡回バス

鈴木 裕美 議員

道徳教育について

町長 記述的な部分で評価するため特に問題ない

問 来年4月から小学校では道徳を教科書を使い授業が行われますが、その教科書をどのように感じたか。

教育は人を教えることで教育を受ける人の知識を増やしたり技能を身につけさせたり人間性を養ったりしつつ、その人の持つ能力を引き出そうとすることです。特に道徳教育は、子供たちの考え方や感じたことを保障してあげるためのものです。国はそれを教科書で特定の価値を決めて教えようとし、評価をすることにしています。道徳は教える教師も教えられる子供たちもそれぞれ個性があり、国語や算数のように答えが出せるのと違い個人個人の価値で判断するものです。それをどのように評価するのですか、評価することをどう考えていますか。

来年4月から小学校では道徳を教科書を使い授業が行われますが、その教科書をどのように感じたか。道徳教育に当たっては、道徳教育推進リーダー教師を地域に配置するとなっていますが、別に職員を配置するのか伺う。

文部科学省は2015年3月に学習指導要領の一部を改正し、道徳を「特別の教科道徳」としていますが、「特別の教科道徳」とはどのようなものか伺う。

答 児童生徒の評価については学習指導要領では、数値的評価はしないことになっているため、児童生徒との比較ではなく子供達への励ましをする形になっているため、基本的な考え方に従って記述的な部分で評価するため特に問題は無いと考えている。これまでも各学校において、中身を検討しながら研修会等も含め進めていきたい。

道徳教育推進教師が中心となり協働体制を取り組むので特定の教師の負担とならない。これまでの道徳時間を特別の教科として、いじめ問題への対応等の充実のためです。

道徳教育にあたっては授業を担任だけの担当ではなく、また、各学校

「憩の家かや沼」の経営状況と今後の見通しについて

町長 第40期計画達成のため万全を期す

問

① 公社として今日までどのような

経営改善を行ってきたのか、その結果として11月末日までの収支状況はどうか

たのか、第40期計画では収入計10,235万円、当期利益45万円となつてが実現可能なのか。また、現在の債務状況はどうなっているのか。

② 町民の税金に頼らない経営改善策は見いだせたのか、それとも金銭の不足が生じたら町民の血税の投入を今も考えているのか。

③ 憩の家かや沼に町職員が4名の交代でサポートに入つて実働

しているが、平成29年4月1日から11月末日までの延人数は何人になるのか、また、その人件費は時間外労働を含めると幾らになるのか示すこと。このような状態は標茶町職員研修規程に反するのではないか。

④ 平成29年9月の定例会において「無期限の入浴優待券」は無いとの答弁であった。この答弁には疑問が残る、いま一度調べ直してか

ら答弁をしてはどうか、今でも無いと言いつけるのか。

⑤ 平成30年3月31日で標茶町観光開発公社での指定管理者が終わるが、町長は今後もこの会社と指定管理者としての締結を結ぶのか。

答

① 11月末は現時点で確定してないが、9月末の監査を終えて債務超過は5,492千円となっている、また、第40期計画達成に向け最大限の努力をしている。

② 会社として最大限の努力を行うことが前提となりますが、安定した経営を軌道に乗せるためには一定の支援は必要と判断している。

③ 外勤は4名で328日、時間外勤務は4月から10月まで1,400時間、時間外手当は4,035千円である。職員については町有施設管理や第3セクター支援の業務として係わっている。

④ 期限の記載がないとすれば事務的ミスであり現在は改善している。

⑤ 将来的には民営化も選択肢と考えているが、現時点では観光開発公社との指定管理を継続したいと考えている。



憩の家 かや沼

櫻井 一隆 議員

食肉加工場建設の進捗状況について

問

標茶町を流れる河川については漁業関係者等の理解を得ることができずに断念することになった。

町長の公約でもあり1日でも早い着工を町民は望んでいる。2点について伺う。

① 下流域の関係機関及び漁業関係者との協議はどこまで進んだのか。

② 国及び道との補助についてはどのような話となっているのか。

答

① 環境への影響や将来的な不安などから関係者の同意は得られていない。新たな候補地選定とともに排水方法の再検討を行い、整備検討委員会や関係者と協議をすすめている。

② 建設地決定が行えない状況下では着工に向けたスケジュールも立てられないが、課題が解決されることを前提に情報収集を行い事業計画の策定を進め、平成30年度着手に向けて準備をしている。